

# 重要事項説明書

利用者に対する訪問リハビリテーションサービスの提供にあたり、事業者が利用者に説明すべき重要事項は次の通りです。<2024年6月1日現在>

## 【運営規定】

### 1. 事業所の概要

事業者の名称	医療法人社団 武蔵野会 新座病院
主たる事務所の所在地	新座市堀ノ内 3-14-30
法人種別	医療法人
管理者	四條 隆幸
管理者代行	馬場 志
電話番号	048-481-1611(新座病院代表)

### 2. ご利用事業所

事業所の名称	新座病院 訪問リハビリテーション
事業所の所在地	新座市堀ノ内 3-14-30
都道府県知事許可番号	1115100565
管理者の氏名	三輪 香奈穂
電話番号	048-482-3660(訪問リハビリテーション直通) 090-9154-6944 (PHS ①) 090-9154-6936 (PHS ②)
FAX 番号	048-482-3660

### 3. 事業所の目的と運営の方針

〔目的〕 要介護（要支援）状態となった場合においても、利用者が可能な限り訪問リハビリテーションにおいてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営み社会参加ができるよう、適正なサービスを提供することを目的とします。

〔方針〕 居宅サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、そのものが有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めます。利用者の主体性を尊重し、利用者個々の希望に沿った目標を達成できるよう、専門的なセラピーを実施致します。

地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

### 4. 通常の実施地域

実施地域	新座市・東久留米市・清瀬市・練馬区・西東京市 ※病院から車で20分圏内
------	--

### 5. 営業日及び営業時間

月～金曜日	午前9:00から午後5:00（12時～午後1時は休憩を頂きます）
休業日	土・日曜・祝日・年末年始（12/30～1/3）

## 6. 職員体制

理学療法士	常勤兼務者	6名
言語聴覚士	常勤兼務者	1名

## 7. 苦情等申立窓口

当事業所のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、下記担当者までお気軽にご相談ください。また、施設の相談窓口での受付も致しておりますのでご利用ください。責任をもって調査、改善をさせていただきます。

当事業所	電話番号	048-481-1611
	F A X 番号	048-481-2665
	担当者	馬場 志 (リハビリテーション科 責任者)
	対応時間	月～金曜日 9:00～17:00
新座市 福祉健康部介護保険課	電話番号	048-477-1111 (代)
埼玉県 国民健康保険団体連合会	電話番号	048-824-2568

## 8. 虐待の防止のための措置に関する事項

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- (4) 前(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

事業所は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。

## 9. 身体拘束等適正化推進のための措置

- (1) 当事業所は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下(身体拘束等)という。)を行いません。
- (2) 前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 10. ハラスメント防止のための措置

当事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

## 1 1. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

## 1 2. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。  
また、緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の主治医 氏名：

所属医療機関の名称：

所在地：

電話番号：

協力医療機関

名称：医療法人社団 武蔵野会 新座病院

診療科：内科・消化器内科・外科・整形外科・形成外科・小児科・皮膚科・脳神経外科

所在地：埼玉県新座市堀ノ内 3-14-30

電話番号：048-481-1611（代）

緊急連絡先

氏名：

電話番号：

（続柄：                    ）

## 1 3. 事故発生時の対応

- (1) サービス提供により事故が発生した場合には、利用者様の家族、主治医、指示医、市町村、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により事故又は損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き契約者に対して賠償します。
- (3) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。
- (4) 緊急時や事故が発生した場合は、事業所に連絡するとともに、利用者の主治医又は医療関係への連絡を行い、医師の指示に従います。
- (5) 急を要する場合、事業者の判断により救急車を要請し事後報告となる場合もあります。

## 1 4. 介護保険法の改正

国が定める介護給付費（介護報酬）の改定があった場合、訪問リハビリテーションの料金体系は、国が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。